

堂林自治会案内

(新会員のみなさまへ)

この冊子は、堂林自治会に新加入されるみなさまへの配布資料です。
『これから生活をされるこの地区が、どんな環境なのか?』を知って頂くために
作成しました。内容のほとんどが、ホームページからの抜粋で構成されています。

安全で安心な温かいまち堂林 話・和・輪で共に生きる 互助の精神

わたしたちは、新会員のみなさまを喜んで歓迎いたします！

【資料内容】

- ① 堂林自治会のホームページ URL と E メールアドレス
- ② 堂林自治会ホームページ表紙(抜粋)
- ③ 堂林自治会の交流掲示板(抜粋)
- ④ 堂林自治会の隣組構成エリアについて(地図)
- ⑤ 堂林自治会の部会・委員会組織図
- ⑥ 年間事業計画(概要)
- ⑦ 堂林自治会会則 (平成 26 年度 4 月 20 日現在)

平成 28 年 4 月
堂林自治会 自治会長
望月 勝

ようこそ、岡地区・堂林自治会へ！

自治会ホームページ URL のお知らせ

<http://dobayashi.main.jp/>

みなさまからのご意見、ご提案を

交流掲示板へ、ご記入ください！

堂林自治会



dobayashi@royal.ocn.ne.jp

岡地区 堂林自治会 ホームページの紹介

安全で安心な温かいまち堂林 話・和・輪で共に生きる 互助の精神

URL(アドレス) <http://doubayashi.main.jp/>

堂林自治会のHPには、こんな事が載っています！

【自治会よりお知らせ】 毎月更新されています。

トピックス ・ 今月のお知らせと協議事項 むらさき倶楽部
今月の回覧物



【堂林自治会について】

自治会の組織構成 ・ 隣組範囲(地図) ・ 自治会会則 ・ 役員名簿

【年間の行事予定】

年間の行事予定を一覧表で確認できます。(各活動報告にリンクしています。)

【活動報告】 写真を多く取り入れてイベントを分かり易く見て頂けます。

自治会総会 ・ 堂林夏祭り ・ 敬老祝賀会 ・ 岡地区運動会 ・ グランドゴルフ大会
岡地区大沢川桜まつり ・ 堂林子ども会 ・ 自主防災会 ・ どんと焼き新年顔合わせ
むらさき倶楽部

【リンク集】

いざという時、お役にたつお勧めサイトを紹介しています。

【情報配信の申し込み】

堂林自治会のメールアドレス ・ 自治会館のWi-Fi仕様

(メールアドレス) dobayashi@royal.ocn.ne.jp

【堂林自治会掲示板】 みんなでコメントを出し合い、活用する最も重要な交流サイトです！

堂林自治会の交流掲示板 PC、スマホ、タブレット、携帯から書き込みができます。

URL(アドレス) <http://6301.teacup.com/dhayashi/bbs>

見て頂くのが一番ですが、交流掲示板を気軽にみなさんで活用しましょう！
遠慮なく、思っていることを簡単に書き込んでみましょう。

皆で作ろう安全で安心な温かいまち堂林 話・和・輪で共に生きる 互助の精神

[トップページ](#) | [行事予定](#) | [活動報告](#) | [リンク集](#) | [情報配信の申込み](#) | [会議室予約管理](#) | [堂林自治会掲示板](#)

堂林自治会

自治会よりお知らせ・・・

堂林自治会について

自治会よりお知らせ・・・

あなたは **0** 番目
の訪問者です！



【トピックス】



パソコンを使わず携帯電話で楽々見れる
堂林自治会携帯サイト

[スマートフォン用サイトへ切り替え](#)


会議室予約管理のメニューを追加しました。ご利用ください！

【今月のお知らせと協議事項・むらさき倶楽部】

3月のお知らせと協議事項については、こちらをご覧ください。

[Download](#)

4月16日(土) 第91回 堂林むらさき倶楽部 参加申し込み用紙

[Download](#)

むらさき倶楽部 コミュニティ活動奨励賞 表彰状

[Download](#)

【今月の回覧物】

〔全戸配布〕 清水エスパルス 岡地区連合自治会応援ツアー 申込書 4/10(日)締切

[Download](#)

地域安全ニュース セーフティ・シズ 第251号 3月発行

[Download](#)

静岡市学区・地区別交通安全コンクール 2月順位表 2位/21地区

[Download](#)

岡小学校便り『ゆうかり』 11号(弥生号) 3/11発行 岡小PTA

[Download](#)

岡地区保健委員会だより 『27年度の活動内容・保健委員になって！』

[Download](#)

火災警報器に関するご案内 堂林自主防災会

[Download](#)

港南包括だより

[Download](#)

陸海空自衛隊 一般幹部候補生募集中 ご案内

Download

『しみず更女』『更生保護女性会』ってなあに！

Download

『同学習クラブ』開設のお知らせ 4月 第2・第4土曜日 岡生涯学習交流館

Download

【自治会からの情報配信を希望する方へ】

自治会より発信される情報を携帯電話やパソコンで受信希望する方はこちらをご覧ください。



【更新履歴】

2015年04月18日	『4月の回覧物』を更新しました。
2015年06月01日	『5月の回覧物』を更新しました。
2015年07月05日	『6月の回覧物』を更新しました。
2015年09月22日	『9月の回覧物』を更新しました。
2015年10月25日	『10月の回覧物』を更新しました。
2015年11月27日	『11月の回覧物』を更新しました。
2015年12月19日	『12月の回覧物』を更新しました。
2016年01月24日	『1月の回覧物』を更新しました。
2016年02月21日	『2月の回覧物』を更新しました。
NEW! 2016年03月25日	『3月の回覧物』を更新しました。
NEW!	会議室予約管理ほか役員予定表をメインメニューに追加しました。

堂林自治会の交流掲示板

[Reload](#)



teacup. [[掲示板](#)] [[掲示板作成](#)] [[有料掲示板](#)] [[ブログ](#)]

投稿者

題名

内容 入力補助 画像・ファイル youtubeの<IFRAME>タグが利用可能です。([詳細](#))

URL

[[ケータイで使う](#)] [[BBSティッカー](#)] [[書き込み通知](#)] [[検索](#)]

キーワード: [自治会活動](#) [交流掲示板](#) [情報共有](#) [[その他](#)]

スレッド一覧

◇ [自治会活動について\(0\)](#)

[スレッド一覧\(全1\)](#) [他のスレッドを探す](#)

*掲示板をお持ちでない方へ、まずは掲示板を作成しましょう。 [無料掲示板作成](#)

《[前のページ](#)》 1 2 3 4 5 6 《[次のページ](#)》

全52件の内、新着の記事から10件ずつ表示します。

27年度の区長組長を終わるに当たって 投稿者:4区15組 山田 投稿日:2016年 4月 9日 (土)16時44分45秒

[返信・引用](#)

毎月の会合と色々な行事に家内と分担して参加させて頂きました、だんだん年をとり力仕事は出来なくなりますが健康長寿を目指して頑張ろうと思います、幸い1億総活躍社会という事で皆さんの考えを発表しやすくなったと思います、そこで前期感じた中で防災訓練は1年に1度参加することによって忘れかけていたことを思い出す事、又消火器を使う時は自分の逃げ道を確保しておく事が大事である事、AEDの使用訓練等非常に有意義な事でした、又トリアージュについては阪神淡路災害の際多くの負傷者に対し医師が全く少なく重症患者を多数死なせてしまった為少しでも一般市民が勉強をして患者の救護に役立つ為の訓練としては今1つもの足りなかった様に感じました、次に側溝清掃につき無理な家は不要との事で安心された方もあると思います、又その残土の回収日は少なくとも2日以降にしてもらえれば清掃日に余裕ができると思います、最後になりましたが15組の森田商店の前の道路の横断の件ですが昨年の3月と11月の15組の会合に於いて現在は黄色のペンキで横断禁止になっていて不便であるので何とかならないかという事が話題になりました、その後道路の問題が回覧にも少し乗りましたがやはり不便な事に変わりありません、ベストな方法は西高の入り口の信号と連動にする事であるという意見も出ました、そしてその経過報告を求めら

れました、誠に役員各位に於きましては御多忙の事とは思いますが善処方宜しくお願い致します。

<http://doubayashi.main.jp/>

Facebookにログイン

話題のニュースはFacebookで。皆がいいね！している記事を読もう。

○ ○

Facebookにログイン

話題のニュースはFacebookで。皆がいいね！している記事を読もう。

○ ○

新年の挨拶 投稿者: 望月 勝 投稿日: 2015年12月31日(木)15時42分54秒

[返信・引用](#)

新年あけましておめでとうございます。
新春を迎え、皆様にとって、最良の年でありますよう、心からお祈り申し上げます。
昨年は、堂林にあって、多くの催事に皆様の御協力をいただき、大変に感謝しています。
本年も様々な事業に対しましても皆さんと一緒に取組んでまいりますのでご支援ご協力をおねがいします。
まちづくり協働会議、開催について、1月17(日)午後1時30分～堂林会館アンケートの集計のまとめについて報告会を行います。
役員の皆さまご参集くださいますようお願いいたします。

自治会会長 望月 勝

平成27年度 岡地区連合防災訓練 投稿者: 齋藤 統也 投稿日: 2015年12月 6日(日)23時02分21秒

[返信・引用](#)

今日は朝から午前半日、岡地区連合防災訓練に参加してきました。 これまでも何度か参加したことがあるのですが、総勢2059名の参加人数で、堂林は303名の参加人数でした。 8時50分に隣組の組長宅前に集合して、9時に堂林子ども広場へ集合、その後二中グラウンドへ移動しての訓練でした。消火器や可搬ポンプを使用した消火訓練や担架・車椅子を使用した負傷者・要援護者搬送訓練を体験しました。

岡小と二中の体育館では防災講座や、AED・三角巾実習、トリアージ実習が行われていました。自分は体育館での訓練には参加できなかったのですが、グラウンドで岡小へ通う二人の子供に付き添いました。 重点目標は、『小学生・中学生・高校生を大勢参加させましょう。』という事だったのですが、高齢者の多い昨今ではいざという時、子供たちの手助けが必要不可欠だと常日頃から感じます。 最近では台所で火を使った料理を手伝ったりするわが子に、実際の消火器の使用方法や濡れた布を用いた天ぷら火災の消火方法を体験させることは、有意義な経験になるのではと感じました。

車椅子や担架を使った搬送訓練も自分でやってみると、なるほどそうかと感じることも幾つかあり、実際に体験することの大切さを感じました。 自分の命は自ら守る(自助)、自らの地域は皆で守る(公助)、今後も何度か行われる訓練には、わが子を引き連れて参加しなきゃいけないなど、改めて感じました。



大沢町	184 303	梅田町	8748
中矢部町	75	上二丁目	7259
青葉町	9490	梅が岡	72
春日	78	川原町	138
桜ヶ丘	112	月見町	136
堂林	303	神田町	223
西高町	9284	合計	1968
南岡町	9875 100		2059
岡町	110		
下清水町	133		

<http://doubayashi.main.jp/>

岡地区運動会の結果 投稿者:望月 勝 投稿日:2015年 9月 7日(月)08時10分13秒

[返信・引用](#)

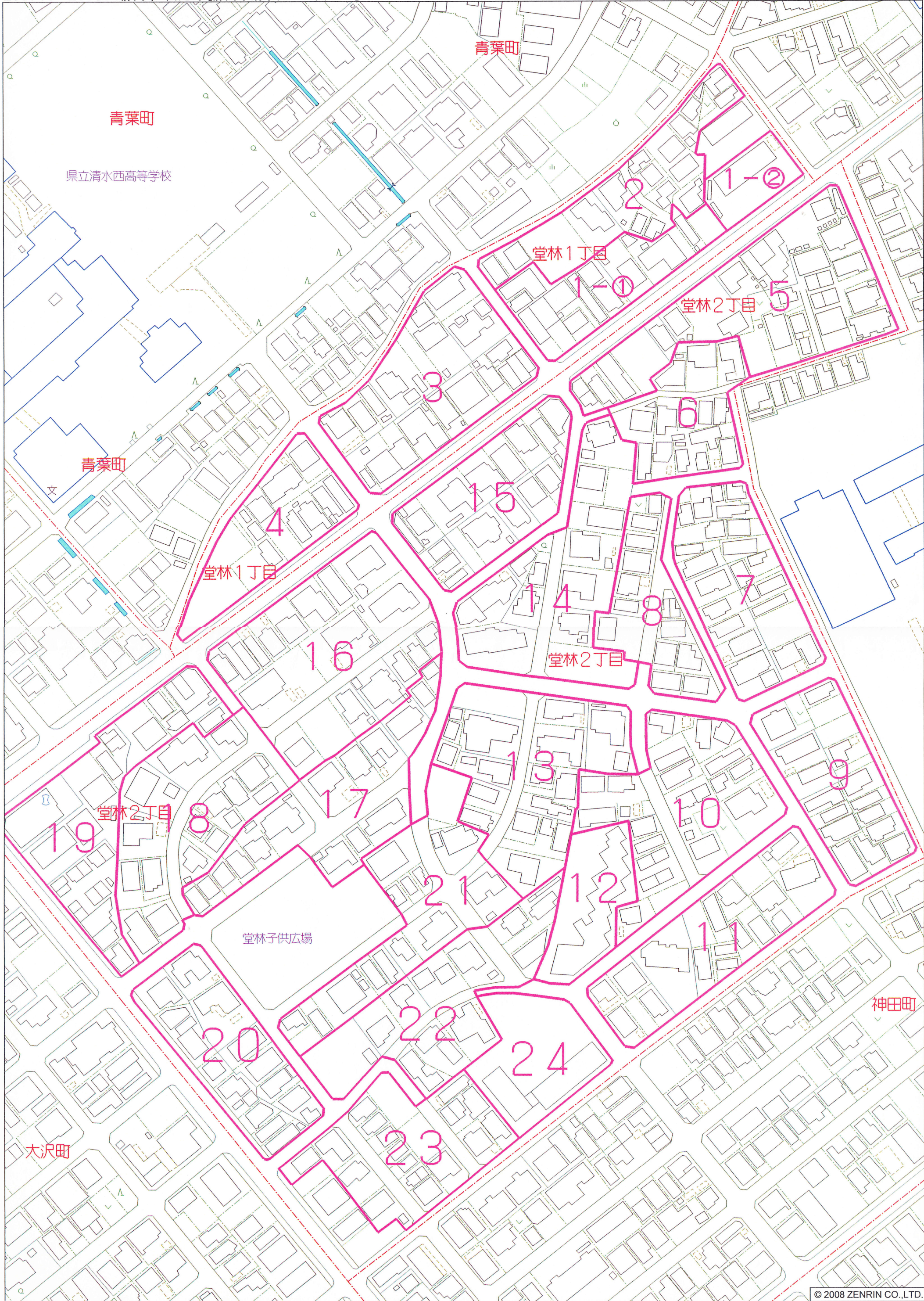
第53回岡地区運動会が9月6日(日)午前8時30分開会です。
 会場は、第2中学校グラウンドです。
 天候不順のため心配していましたが、朝6時に開催を知らせる
 花火が打ち上げられました。開会式の始まりです。
 岡小ゆうかりハンド、2中吹奏楽部と合同の演奏で堂々の入場
 行進です。
 前年度優勝の川原町自治会の子どもたちがリレー方式で聖火を
 運び聖火台に点火です。
 会長の挨拶に続き来賓あいさつ、来賓紹介等セレモニーがつづき、
 今年の大会スローガンは「皆で作る、あたたかいまち 岡」です。
 競技開始は小学生の玉入れから始まり、クロッキーリレー
 大縄跳び、ボーリングリレー、カンガルーの宅急便、玉運びリレー
 順送球、パン食い競争、なわとびリレー、親子ボール蹴りリレー
 玉入れ、OKAリンピック、小学生リレー、年齢別リレーの種目で
 16自治会が競い合いました。
 結果 優勝は月見町、準優勝は西高町、第3位は川原町
 堂林は第4位でした。 役員、選手の皆様、お疲れ様でした。

夏休みラジオ体操最終日 投稿者:望月 勝 投稿日:2015年 8月29日(土)18時33分26秒

[返信・引用](#)

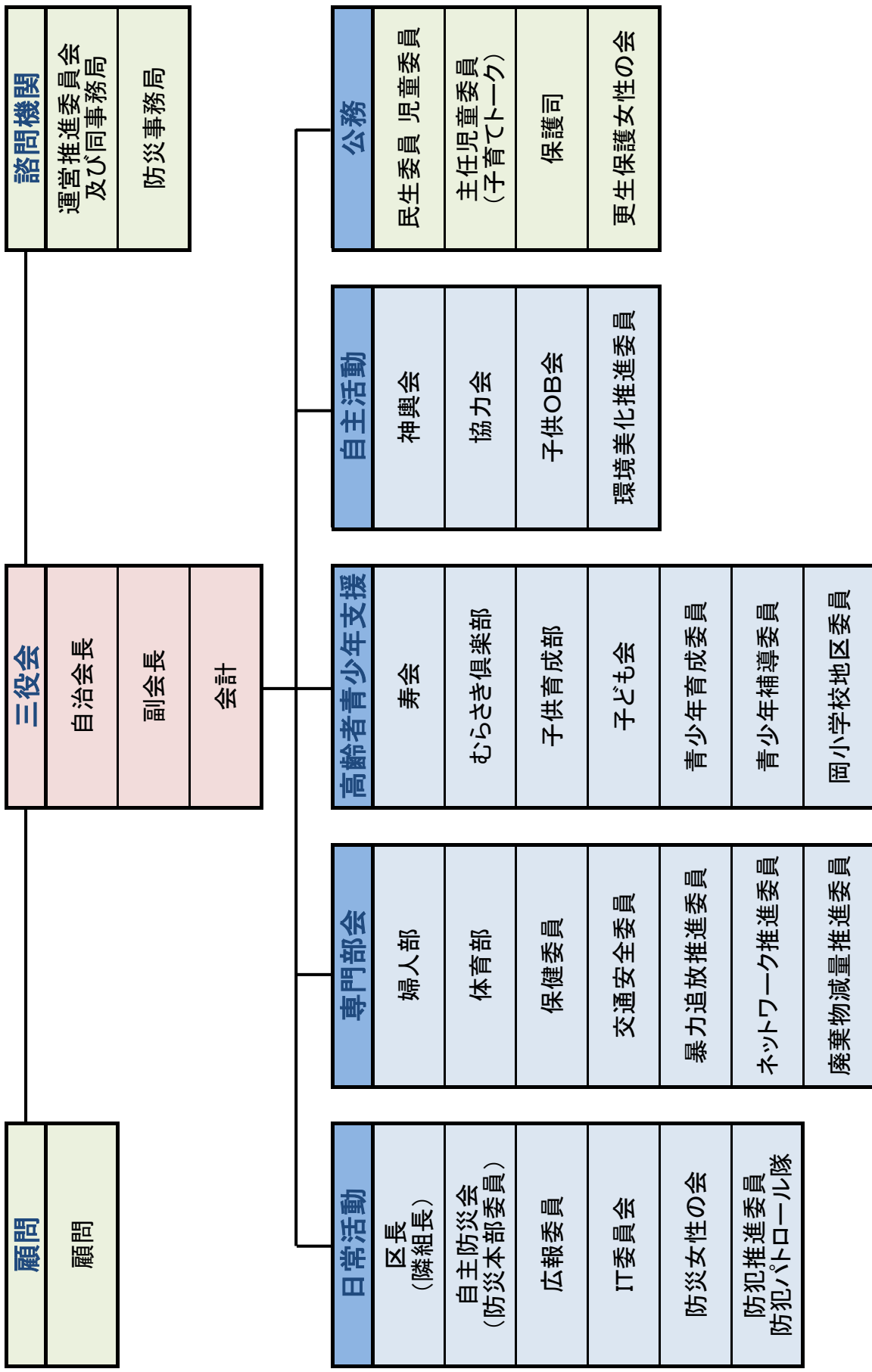
残暑お見舞い申し上げます。

自治会の夏休みラジオ体操最終日の30日に
 表彰式が行われます。期間中雨天で3日出来ず
 それでも、皆勤出席は25日間になります。
 前期実施期間 7月30日より8月12日(14日)
 後期実施期間 8月17日より8月30日(14日)
 子どもの部は皆勤賞10名、精勤賞5名、参加賞27名



堂林自治会 組織図

2016.12.24



堂林自治会 役割一覧表

2016.12.24

三役会

役名	役割
自治会長	全体の統括 行政の窓口
副会長	自治会長の補佐
会計	会計処理全般

顧問

役名	役割
顧問	自治会活動全般の 幅広い意見具申

会長の諮問機関

役名	役割
運営推進委員会 及び同事務局	自治会運営に関する 総合的な意見具申
防災事務局	自主防災会の総合的な 意見具申（会長が任命）

公務

役名	役割
民生委員 児童委員	住民の立場に立って相談など支援 (厚生労働大臣委嘱)
主任児童委員 (子育てトーク)	児童の育成の支援 (地区で2名)・子育てトーク
保護司	保護観察官を補佐し更生を支援 (法務大臣委嘱)
更生保護女性の会	更生保護に協力する 女性ボランティア団体

日常生活

役名	役割
区長 (隣組長)	隣接4隣組の区域の取りまとめ (組長：隣接世帯のブロック長)
自主防災会 (防災本部委員)	防災諸活動の実施・啓発・指導 (本部委員：本部長が兼任)
広報委員	市広報等の配布物配布センター
IT委員	情報活動の高度化推進及び ホームページの維持・管理
防災女性の会	女性のための防災に関する 支援活動
防犯推進委員 防犯パトロール隊	各種防犯の推進・啓蒙

自主活動

役名	役割
神輿会	町内の安全祈願などの祭事 及び神輿による神事活動
協力会	自治会活動への広範かつ 指導的協力
子供OB会	子供会の支援活動 (子供会のOBで中学生以上)
環境美化推進委員	地域環境の美化の推進・啓蒙

専門部会

役名	役割
婦人部	婦人による自主活動
体育部	体育諸活動の推進
保健委員	健康増進にかかわる支援
交通安全委員	交通安全指導
暴力追放推進委員	暴力追放推進諸活動
ネットワーク推進委員	地域ネットワークの向上関係活動
廃棄物減量推進委員	廃棄物減量等の推進・啓蒙

高齢者青少年支援

役名	役割
寿会	高齢者のQOL向上活動
むらさき倶楽部	60歳以上の方々の若さを 保つための支援活動
子供育成部	子供の健全育成に関する支援 (子供会の親)
子ども会	子供の健全育成に関する諸活動
青少年育成委員	青少年育成のための支援
青少年補導委員	青少年育成の補導に関する活動
岡小学校地区委員	登下校時の見守り及び 岡小学校との連携活動

年間事業計画（概要）

テーマ： 「人を思う心・相互の助け合い」

I 主要行事予定（例）

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成本年度 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成〇年度定例会 ・新1年生を迎える会 |
| | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・堂林自治会総会 ・新年度役員懇親会 ・バーベキュー大会 ・岡地区側溝の一斉清掃 |
| | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・堂林自主防災会 防災訓練 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・大沢川清掃、子供広場草刈り ・ラジオ体操 開始 |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・堂林夏祭り・神輿まつり・バザー |
| | 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝賀会 ・岡地区運動会 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成パレード |
| | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・第〇回 岡まつり 岡交流館閉館イベント |
| | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・岡地区総合防災訓練 |
| 平成次年度 | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・どんと焼き・新年賀詞交歓会 ・神輿会・新春ご縁起練り |
| | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・節分・豆まき |
| | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・堂林第〇回グランドゴルフ大会 ・6年生を送る会 ・年度最終定例会・新旧役員引継ぎ ・大沢川さくら祭り（春日公園） |

II 自治会館・子供広場の清掃 及び古紙回収の月当番（担当区）

・・・実施日：毎月第3日曜日・・・

※ 地域の情報交換や
絆を深める良い機会です！！

担当区のみなさんのご協力
をお願いします！

本年度	4月	4区
	5月	5区
	6月	6区
	7月	1区
	8月	2区
	9月	3区
	10月	4区
	11月	5区
	12月	6区
次年度	1月	1区
	2月	2区
	3月	3区

本年度は毎年4区
からはじまります。

堂林自治会会則

地縁団体・法人

堂 林 自 治 会

平成 26 年 4 月 20 日現在

(会則は平成 19 年 11 月 17 日臨時総会で改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は堂林自治会と称する。

(区域)

第2条 本会の区域は静岡市清水区堂林1丁目及び2丁目の全域とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は自治会館に置く。

(会の組織)

第4条 会員相互の緊密な連携を図りつつ、第2章に定める活動を行うため、本会に隣組、部会等を置く。

2. 隣組、部会等の細部については別に定める実務規定による。

第2章 目的

(目的)

第5条 本会は第2条に定める区域内の住民が、心のふれあいを深め、互いに理解し合い、助け合いながら地域の諸問題についてともに関心を持ち、常に共同して実践活動を行い、住みよい環境づくりと健康で明るい社会生活を築くことを目的として、次の活動を行う。

- ① 会員相互の連絡事務に関すること。
- ② 生活環境の改善及び向上に関すること。
- ③ 住民生活の安全確保に関すること。
- ④ 住民の教育、福祉及び文化の向上に関すること。
- ⑤ 住民の健康増進に関すること。
- ⑥ 住民相互の融和と扶助に関すること。
- ⑦ 地域内の老人、女性、青年、子供等の団体活動及び住民のグループ活動の育成及び援助に関すること。
- ⑧ 自治会連合会、地区連合会その他の団体との連絡及び協調に関すること。
- ⑨ 市役所その他、官公署との連絡及び協力に関すること。
- ⑩ その他目的の達成のために必要なこと。
- ⑪ 但し、特定の政党、宗教、営利団体には関与しない。

第3章 会員

(会 員)

第6条 第2条に定める区域住居を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

2. 前項に該当しない個人又は団体にあつては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。
3. 本会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域に住居を有する個人の加入を拒んではならない。

(会 費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 本会に入会しようとする者は、組長を経由して会長に届け出るものとする。

(退 会)

第9条 会員は退会しようとするときは、組長を経由して会長に届け出なければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - ①本会の区域内に住所を有しなくなったとき。
 - ②死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費、入会金及びその他の抛出金は、返還しない。

第4章 役員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| ①会長 | 1人 |
| ②副会長 | 若干名 |
| ③会計 | 1人 |
| ④監事 | 2人 |

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、総会において選出する。

2. 監事は、他の役員と兼ねることができる。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括し決定する権限を有する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故が有るとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計業務及び決算報告書を作成する。
4. 監事は、次の業務を行う。
 - ① 本会の財産の状況を監視すること。
 - ② 役員業務執行の状況を監視すること。
 - ③ 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを役員会及び総会に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするために必要があるときは、役員会及び総会を招集する事。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年間、最長3期を目途とする。

2. 役員に欠員を生じたとき、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第15条 この会に、顧問、相談役を置くことができる。

第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2. 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、会員をもって構成する。

2. 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(決議事項)

第18条 総会は、本会の会則に定めるもののほか、次の事項を審議し、承認あるいは決定する。

- ① 事業報告及び収支決算に関すること。
- ② 新役員、委員
- ③ 運営方針に関すること。

- ④ 事業計画及び収支予算に関すること
 - ⑤ この会の運営上特に重要なこと。
2. 役員会は、次の事項を決議する。
- ① 総会の決議した事項の執行に関すること。
 - ② 総会に付議すべき事項に関すること。
 - ③ その他本会の運営に必要なこと。
3. 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行することができる。この場合において、会長は次の総会においてこれを報告し、承認を得なければならない。

(総 会)

第19条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上、若しくは監事から議会の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第21条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった時に開催する。

(召 集)

第22条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2. 総会及び役員会を招集する場合は、会長は会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選任する。

2. 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第25条 議会の議事は、本会会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。

2. 役員会の議事は、役員過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第26条 やむを得ない理由のために、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時及び場所
 - ② 構成員の現在数
 - ③ 会議に出席した構成員の数
 - ④ 議決事項
 - ⑤ 議事の経過の概要およびその結果
 - ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び本会会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める資産目録に掲げる資産
- ② 会費及び入会金
- ③ 寄付金品
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 資産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は会長が管理し、その管理方法は、役員会の議決により定める。

2. 別に定める財産目録に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第32条 本会の事業報告及び収支決算は、会計年度終了3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第34条 本会会則は、総会において総会員の過半数の同意を得、かつ市長の認可を受けなければ変更することができない。

2. 実務規程等細則の改定、変更については別に定める。

(解 散)

第35条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余の財産の処分)

第36条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て決定する。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第37条 本会は、事務所に会員名簿・財産目録等、必要な帳簿を備え付けておかなければならない。

(委任)

第38条 本会会則の施行について必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

附則

本会則は平成20年4月1日より実施する。

堂林自治会 実務規程

(目 的)

第1条 この規定は、堂林自治会会則（以下会則という）第2章の目的のための諸活動を行うに必要な実務的事項を定めたものである。

(組 織)

第2条 会則第4条にもとづき、自治会の日常活動推進のため隣組及び部、委員会等（以下部会という）を置く。

1. 隣組

- (1) 自治会内の近接した、適切な数の世帯からなるブロックを隣組として組織する。
- (2) 近接する4隣組を目途としてなる区域を区として組織する。
- (3) 各隣組内の互選により隣組長を、区内隣組長の互選により区長を選任する。
- (4) 区長及び隣組長は、それぞれ区、隣組の自治会用務の連絡調整の任に当る。
- (5) 区長及び隣組長の任期は慣例として1年とする。但し、再任は妨げない。
- (6) 隣組運営に必要な隣組の取り決めは隣組の自主にゆだねる。

2. 部会

名称	主たる活動	摘要（構成、委員等）
(1) 自主防災会	防災諸活動の実施、指導	自治会長を会長とし、本部長を長とする。各隣組から選任の委員からなる実働組織。防災の充実、企画、立案のため必要により事務局を置く。
(2) 婦人部	婦人による自主活動	各隣組から連絡員1名を選任
(3) 体育部	体育諸活動の推進	委員 若干名
(4) 子供育成部	子供の健全育成の活動	委員 若干名
(5) 寿会	高齢者のQOL向上	60歳以上の希望者から成り、代表者は会員の互選による
(6) 民生委員	法に定める民生委員業務	2名 会長委嘱
(7) 児童委員	児童の健全育成に関わること	1名 会長委嘱
(8) 青少年育成委員	青少年の健全育成に関わること	委員若干名 会長委嘱
(9) 青少年補導委員	青少年の非行防止に関わること	委員若干名 会長委嘱
(10) 交通安全委員	交通安全指導	委員若干名 会長委嘱
(11) 保険委員	健康増進にかかわる諸活動	委員若干名 会長委嘱
(12) ネットワーク推進委員	地域ネットワークの向上に関わること	委員若干名 会長委嘱

(13) 廃棄物減量等推進委員	廃棄物減量等の推進と啓蒙	委員若干名 会長委嘱
(14) 広報委員	市広報等配布物の配布センター 職務	1名 会長委嘱
(15) IT委員会	情報連絡の迅速化、コミュニケーション向上等のため、IT活用の 推進	委員若干名 会長委嘱
(16) 暴力追放推進委員	暴力追放推進諸活動	委員若干名 会長委嘱
(17) むらさき倶楽部	高齢者いきいき事業	委員 若干名
(18) 協力委員	自治会諸活動への広範かつ指導 的協力	自発参加

3. 自治会活動に関する会長の諮問機関組織として運営推進委員会（以下、推進委員会という）を置く。

- (1) 推進委員会は自治会活動に関する意見具申及び役員改選時の役員銓衡を行う。
- (2) 推進委員は各隣組により各1名選任される。
- (3) 委員長は推進委員の中から会長が委嘱する。
- (4) 推進委員会は課題に適した組織としてブロック制を設けることが出来る。その場合中核としてブロック代表者を委嘱する。
- (5) 既存の運営推進委員会に事務局を設け、新たに委員3名を選任する。

（部会代表者）

第3条 部会には会長との連絡、調整、会務の円滑化のため代表者（以下、部会長という）、必要により副代表者（以下、副部会長という）を置く。

2. 部会長、副部会長は委員の中から選出し、会長が委嘱する。

（部会等委員の任期）

第4条 部会委員の任期は次の通りとする。但し再任は妨げない。

1. 婦人部委員、子供育成部委員は慣例により1年とする。
2. 民生委員の任期は3年とする。
3. その他の委員については原則として2年とする。
4. 任期中に退任した委員の後任委員の任期は、前任者の残り期間とし、その委員は再任が望ましい。

（会議、会合）

第5条 会則第16条（総会及び役員会）の他、自治会の日常活動を円滑に推進するための会合として次のものがある。

1. 日常活動における連絡、調整、決定のため総会に準ずるものとして、役員及び隣組長並びに各部会長による会合。（以下、自治会定例会という）を原則として毎月行う。召集は会長。
2. 部会等が必要なとき、随時行う会合。召集は各部会長。

3. 会合は出席対象者の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

(会 費)

第6条 会費は各戸単位とし、月額で次の3種類とする。

1. 入会金	持家	2,000円
	借家	1,000円
2. 会 費(月額)		700円
3. 建物営繕積立金(月額)		300円

(表 彰)

第7条 この会の役員で5年以上その職にあり、会の発展に尽くした者に対しては区長以上の役員会で認めた場合、表彰することができる。

2. この会の会員で、会の目的達成のため特に功績があった者に対しては、区長以上の役員会で認めた場合は表彰することができる。

(会員に対する弔慰金並びに見舞金)

第8条 会員が死亡したときは5,000円、但し時の情勢により、又は会員で特に功績のあった者に対しては、三役会において協議の上、その額を変更することができる。

2. 本会の事業遂行のために生じた傷病、疾病により長く療養中の者、又は不慮の災害を受けた場合は、その状況により三役会において協議の上、見舞金を贈る事ができる。

(会計報告)

第9条 資産及び会計の実務は会則第6章(資産及び会計)による。

2. 前項に関連し、自治会から資金供与を受けている部会等は、収支明細を年度末に自治会長へ報告する。

(顧問及び相談役)

第10条 会員の中から顧問及び相談役を置くことができ、会長が委嘱する。

地域の諸問題について知識、経験、技能豊富な会員から自治会活動に関し幅広く意見具申を受ける。

2. 必要に応じて委嘱し、任期は定めない。

附 則

1. 本実務規定は、平成20年4月1日から施行する

附 則

1. 本実務規定は、平成21年4月1日から施行する

附 則

1. 本実務規定は、平成22年4月1日から施行する

附 則

1. 本実務規定は、平成24年4月1日から施行する

【改定履歴】

- 平成20年4月1日 ・第6条の（会費）自治会館の万が一の災害等による倒壊、火災、老朽化などのために建物営繕積立金として会費 300 円を新設する
- 平成21年4月1日 第2条第2項の部会にIT委員会を追記(15号)
- 平成22年4月1日 第2条第3項5号に運営推進委員会の事務局設置を追記
- 平成24年4月1日 1. 10条の「規定の施行」は附則へ記述するために削除
2. 第10条(顧問、相談役)を追記。顧問、相談役の選任の件
- 平成26年4月20日 堂林自治会会則 第3章 会員 第6条の記載内容を修正
第2条に定める区域住居（住民⇒住居に修正）を有する…
- 平成29年2月4日 2. 部会に「むらさき倶楽部」を追記

堂林自治会館 管理細則

1. 使用目的 堂林自治会則による自治会諸活動及び住民の親睦、福祉、文化、社会、教育の向上に寄与する会合に使用する。
2. 使用方法 使用責任者は会長の承認を得て会館を使用し、本細則に従い使用器具類、火の元の安全を期し、会館使用報告書に、所定事項を記載する。
3. 防災管理 自治会長を防災責任者とし、実務管理者として法定資格者を選任する。
4. 会館の管理清掃 使用後の片付けの励行及び、当番制等住民の自主的方法により行う。
5. 会館の維持 自治会費及び会館使用料の収入による。
6. 鍵の保管 会館の鍵は、自治会長の指定する者が保管する。
7. 火災保険 年1回更新して加入する。保険金額はその時点で妥当な額とする。
8. 会館破損の弁償 建物、設備、器具等に破損、損害を与えた場合は本人が負担し、子供の場合は保護者が責任を持って代弁又は修理復元する。
9. 使用時間 原則として午前9時より午後9時までとする。
10. 使用禁止 ギャンブルや騒音を発する行為、営利を目的とする行為、社会に悪影響を与える行為に使用してはならない。

11. 会館使用料 会館の使用料は下記による。

区分	公的使用	私的使用
自治会員	無料	1,000 円
会員以外	1,000 円	2,000 円

12. この細則に定めのない事項については、自治会長の裁量により決定する。

附 則

1. この細則は、平成20年4月1日より施行する。

堂林自治会 IT 委員会規定

第1条 (組織の名称)

この会の名称は、IT 委員会（以下 IT と称す）とする。

第2条 (組織の目的)

IT は NET の迅速な配信を通じて自治会の広報活動と定時及び緊急の連絡を配信もしくは WEB に自治会の活動状況を掲示する。従来の回覧よりも迅速な連絡網として位置づける、又ホームページを見ることで自治会の月次の予定、活動状況が網羅され、近い将来的には、NET 配布が全家庭に配信できるようになることが望ましい。

第3条 (委員)

この会の委員は、堂林自治会の会員の中から、知識、経験、技能を有する人の中から、自治会長が委託をする。

第4条 (任期)

通常の場合 2年とする。但し、延長も有りうる。

第5条 (組織及び任務)

第2条の目的を遂行する為に次の担当を置き、任務を分担する

1. PC 管理責任者
2. メール配信者
3. ホームページ管理者

第6条 (会議)

IT 会議は委員を持って構成し、必要の都度、委員もしくは自治会長が召集する。

第7条 その他

この会則に規定するものの他、この会の運営、各員の役割分担等必要な事項は会で定める。

付 則

1. この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。